

4月1日から 保険証が新しくなります



新しい保険証を3月末日までに送付しますので、保険証が届きましたら、記載内容を確認してください。

また、4月1日からは新しい保険証を医療機関の窓口にて提示してください。なお、現在お持ちの保険証の有効期限は3月31日です。4月1日以降は自分で処分するか、国保年金課、各支所・出張所にお返しください。

☎国保年金課国保賦課係(☎826-1111 内線2296)

(28) 国民健康保険被保険者証

有効期限 記号 土浦
平成29年3月31日 番号 123456

ツチウラ タロウ
氏名 土浦 太郎

生年月日 昭和23年11月3日 性別 男

資格取得年月日 平成22年11月4日

世帯主氏名 土浦 太郎

住所 茨城県土浦市下高津一丁目20番35号

交付年月日 平成28年4月1日

保険者の名称及び印 茨城県 土浦市

保険者番号 080036

この部分の色は、一般が「赤色」、退職者は「緑色」です。

保険証は簡易書留で送付します

保険証は、3月中旬から順次配達し、不在の場合は不在連絡票を投函のうえ3月31日(木)まで土浦郵便局に留め置かれます。不在連絡票を受け取った方は速やかに土浦郵便局に連絡し受領してください。

4月4日以降は市役所での交付となります。マイナンバー(個人番号)カードもしくは身分証とはんこを持参してください。詳しくは、お問い合わせください。

手続きをしましょう!

国保の加入・脱退は自動的には行われませんので、必ず手続きをしてください。脱退の手続きが済んでない場合は、国保税の課税が継続されます。

| 対象者 | 持ち物 | 窓口 |
|------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| すでに職場の健康保険に加入していて、国保脱退の手続きが済んでいない方 | 職場の保険証、国保の保険証 | 国保年金課、支所・出張所 |
| 退職などで、職場の保険証の資格を喪失している方 | 退職証明書・離職票・資格喪失証明書のいずれか1点、身分証、はんこ | 国保年金課、支所・出張所 (支所・出張所の場合は後日送付) |
| 市外に居住する学生で、引き続き土浦の保険証の交付を受けたい方 | 在学証明書、身分証、はんこ | 国保年金課 (毎年申請が必要です) |

※届出にはマイナンバー(個人番号)の記入が必要です。マイナンバーカード・通知カードなどをお持ちください。

●平成28年度中に75歳を迎える方は…

75歳になると、国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行します。平成28年度中に75歳を迎える方には、お誕生日の前日まで有効期限の国民健康保険証を送付し、後期高齢者医療保険の保険証はお誕生日の前月に送付します。

また、すでに後期高齢者医療保険に加入している方は、保険証の有効期限が7月末までとなっていますので、新しい保険証は7月20日ごろに送付します。

●外国籍の方は…

在留期限が平成29年3月31日以前の場合、在留期限が保険証の有効期限となります。在留期限の違う方が世帯にいる場合、保険証の有効期限はそれぞれの期限に合わせて発行します。該当する方が在留資格の延長手続きをしたときは、国保年金課で保険証の更新をしてください。在留資格の更新が行われないと、国民健康保険の資格を失いますのでご注意ください。

●退職者の保険証をお持ちの方へ

平成29年3月31日までに65歳になる方の退職者被保険者証(緑色)の有効期限は、65歳になる誕生月の末日までとなります。有効期限が切れる月に、改めて3月31日まで有効の一般の保険証を送付します。

所得の申告が必要です

平成27年中の所得が平成28年度の国民健康保険税や介護保険料を算定する基礎になります。平成27年中に所得がなかった方も、申告をしないと高い税額となる可能性があり、国民健康保険税が軽減の対象となる場合でも適用を受けることができませんので必ず申告してください。(確定申告・市県民税申告をされた方は必要ありません)

詳しくは、課税課市民税係(☎内線2231)へお問い合わせください。